



第8次 美瑛町行財政改革大綱 (案)

~~Ver1 2025. 6. 16~~

~~Ver2 2025. 10. 22~~

~~Ver3 2026. 1. 16~~

Ver4 2026. 1. 28

令和8年 月

北海道美瑛町

第8次 美瑛町行財政改革大綱

目 次

第1章 策定の趣旨

- 1-1 策定の趣旨 1
- 1-2 位置づけと取組期間 2～ 3

第2章 本町における行財政の現状と課題

- 2-1 財政の状況 4～ 8
- 2-2 現状と課題 9～12
- 2-3 財政の今後の見通し 13～14

第3章 行財政改革の基本的な考え方

- 3-1 基本目標 15
- 3-2 取組項目の体系 16～17
- 3-3 取組内容 18～25

第4章 行財政改革の実現に向けた考え方

- 4-1 改革推進の考え方 26
- 4-2 推進に向けた取組 27～29

第1章 策定の趣旨

1-1 策定の趣旨

本町における行政改革は、5年を基本計画期間とし、平成3年度からの「第1次美瑛町行政改革大綱」に始まり、令和7年度まで計7次35年にわたって時代に応じた行政課題に対応しながら、質の高い公共サービスの効果的な提供に向けて取り組んでまいりました。

現在、本町では、少子高齢化・人口減少が進行しており、とりわけ、高齢化の進行による社会保障関係経費の増加、生産年齢人口の減少による産業の担い手不足が顕在化しています。そうした社会情勢の変化への対応とともに、社会インフラの老朽化に伴う更新需要や各種行政サービスの維持存続のため、現状の行政運営を継続した場合、今後ますます財政状況がひっ迫することが予想されます。また、これまで各種補助金や交付金、地方交付税措置のある各種起債など、有効財源を活用した事業を進めるとともに、多様な行政サービスの拡充に努めてきましたが、昨今のエネルギーや労務単価等の高騰とともに、今後も町債償還額の負担が見込まれる状況の中、財政収支が急激に悪化するリスクを抱えています。

財政は、町の行政活動、すなわち「まちづくり」を支える基盤です。将来にわたって健全であり続ける財政運営を目指す取組は、持続可能なまちづくりを実現させるために欠かせないものです。

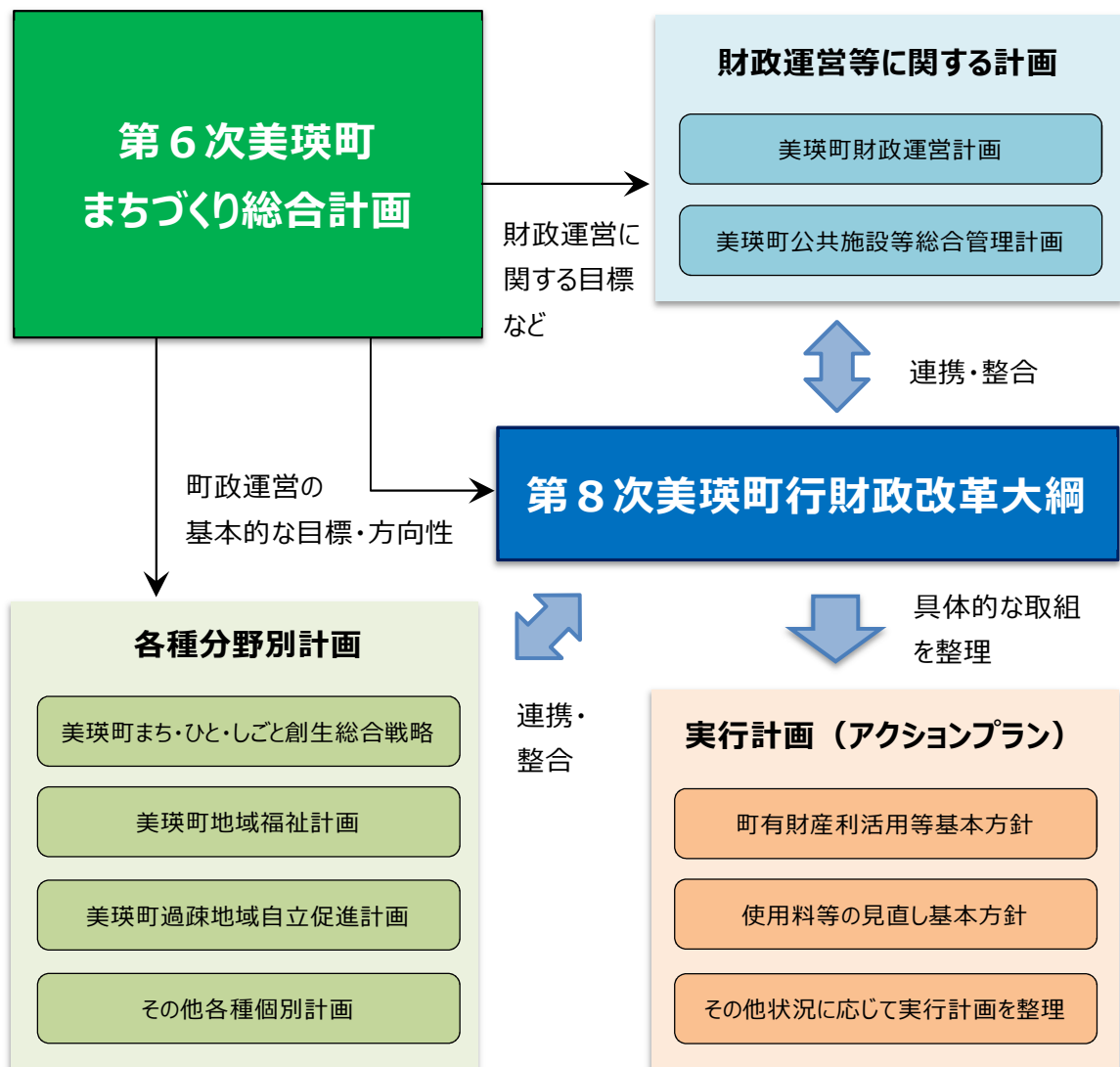
この度策定する「第8次美瑛町行財政改革大綱」は、これまでの取組の中で効果が現れてきている実施項目を継続しつつ、更なる検討を加えながら運用していくとともに、近年の情勢と施策の方向性を反映し、これまで実施してきた行政改革の取組を土台に財政改革の視点を大きく取り入れ、「行財政改革大綱」に名称を改めた上で、「美瑛町まちづくり総合計画」に沿ったまちの実現に向け、今後さらに流動化が予想される社会経済情勢に柔軟に対応し、本町の持続的発展を確かなものとするため、創意工夫による事業選択や経費の抑制を図る行動計画として、住民の理解と協力の下で進めていくものです。

1-2 位置づけと取組期間

(1) 大綱の位置づけ

本大綱は、美瑛町の最上位計画である「第6次まちづくり総合計画」の推進のための計画として位置づけ、町の各種分野別計画との連携、整合を図りながら、計画を推進していくものとします。

さらに、本計画の実効性を高めるため、具体化が必要な取組は、状況に応じて実行計画（アクションプラン）として整理し、内容や目標を明らかにした上で、優先順位と実施時期を設定し、状況変化を踏まえて適宜見直しながら進めます。



【図 1-2-① : 大綱の位置づけ】

(2) 取組期間

本大綱の取組期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

また、本大綱に基づき実施する具体的な取組については、取組期間の範囲内で事業の特性に合わせた柔軟な期間設定を行い、着実に実行します。

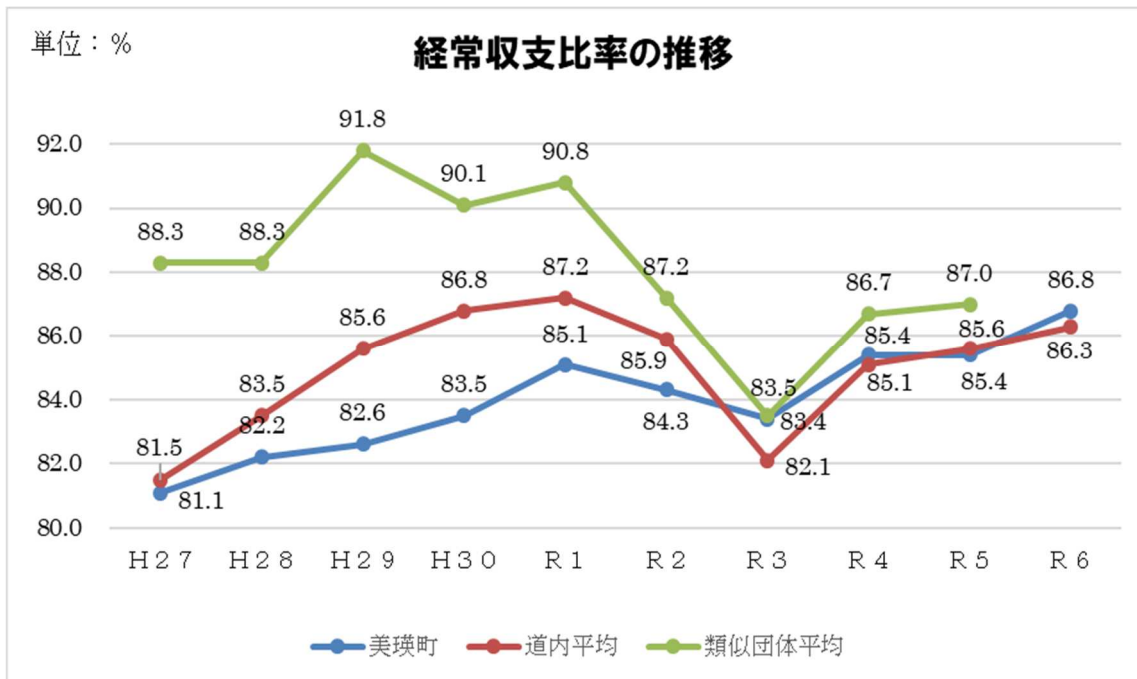
第2章 本町における行財政の現状と課題

2-1 財政の状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率とは、毎年度経常的に支出される経費（人件費や扶助費、公債費など）に充当された一般財源が、毎年度経常的に収入される一般財源（町税や地方交付税など）に占める割合のことです。

本町は、経常収支比率が令和3年度まではおおむね80%前半で推移していた一方、直近では85%を超える水準で推移しています。このため、経常的経費の負担が相対的に高まり、投資的経費や新規事業に充当できる財源の余地が小さくなっていることが課題となっています。



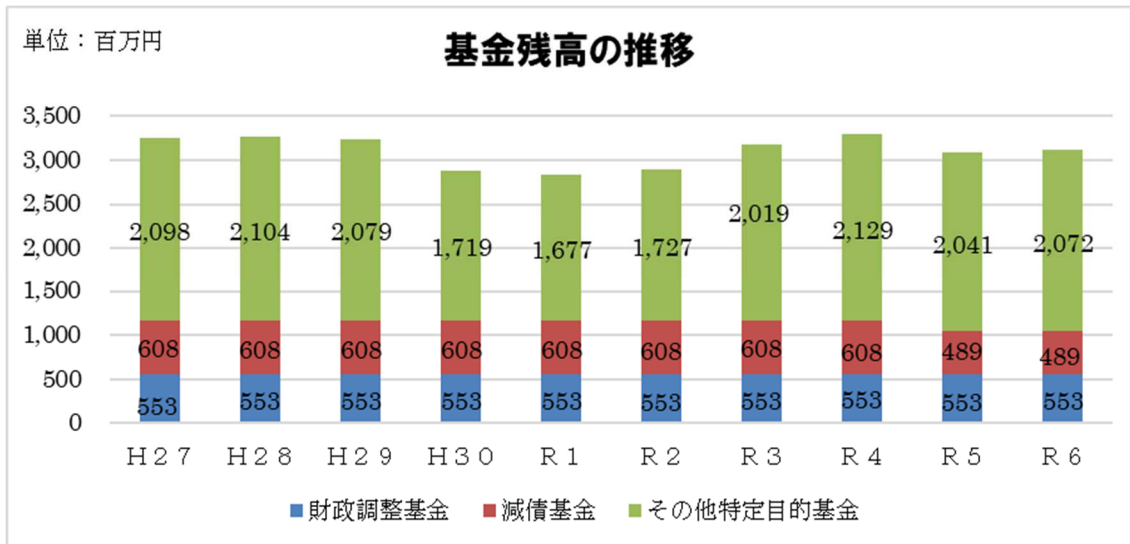
資料：財政状況資料集、北海道資料（各年度普通会計決算の概要、市町村普通会計決算見込額等）

※ R6の類似団体平均は現時点で公表されていないため記載していない。

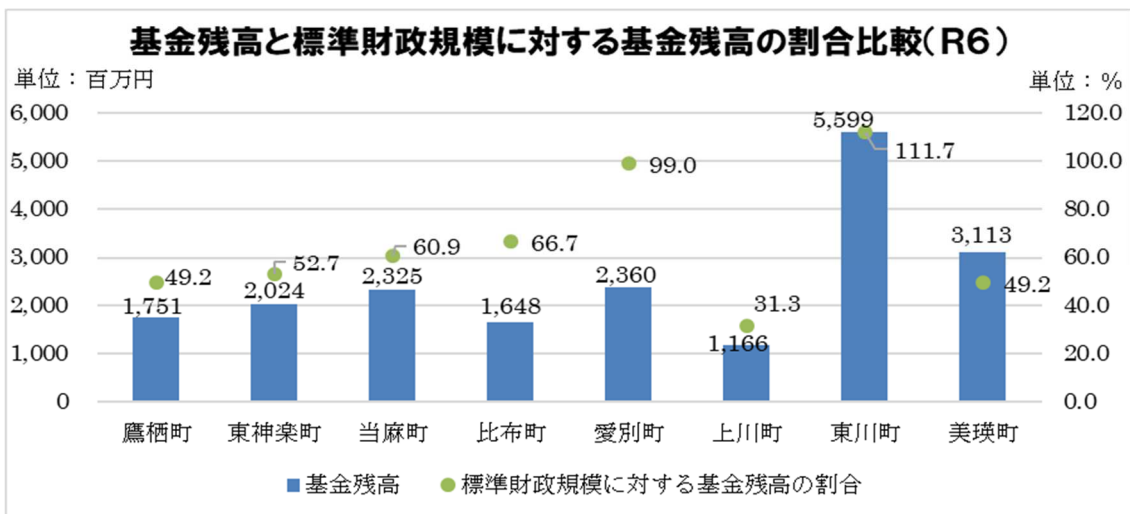
(2) 基金残高

基金には、年度間の財源の調整を図り、大規模災害などの不測の事態に対応するために積み立てる「財政調整基金」のほか、地方債の償還に充てるための「減債基金」や特定の目的のために積み立てる「特定目的基金」などがあり、将来に備えるための財源として位置づけられます。

本町は、近年の財政健全化に向けた取組の効果によって基金残高が増加傾向にあり、備荒資金組合超過納付金と合わせて令和6年度末残高は約40億円程度となっています。一方で、近隣町村（上川中央部8町）との比較では、金額ベースでは上位であるものの、標準財政規模^(※)に対する基金残高の割合が49.2%と低い水準にあることが課題となっています。



※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

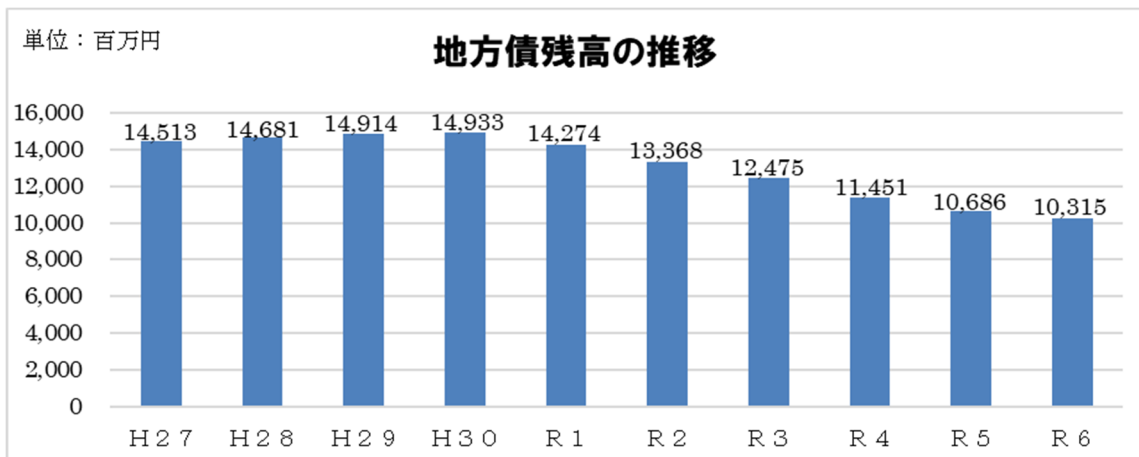


資料：北海道資料（令和6年度市町村普通会計決算見込額等、標準財政規模）

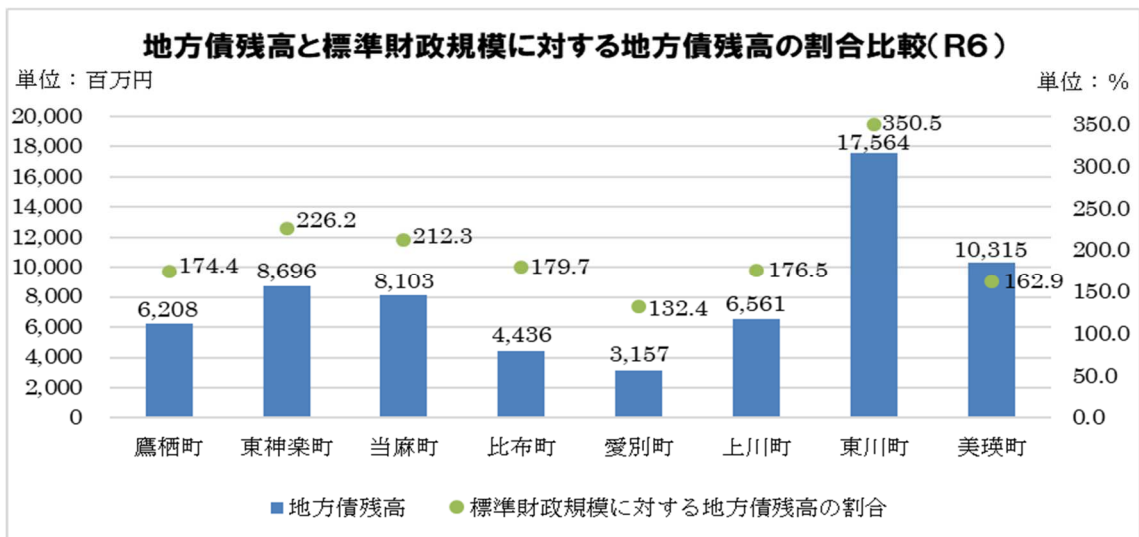
(3) 地方債残高

地方債は、地方公共団体の資金調達のための借入れで、便益を受けることとなる将来世代の町民と現世代の町民との間で負担を分担することを可能とするものです。

本町は、財政状況の悪化リスクを回避する観点から大型事業を抑制してきたことなどにより、地方債残高が減少傾向にあります。しかし、令和6年度末で100億円以上の残高があり近隣町村（上川中央部8町）と比較しても高い傾向にあります。標準財政規模に対する地方債残高の割合においては162.9%と低い水準にあります。今後の事業実施や財政環境の変化によっては地方債残高や償還負担が増加する可能性もあることから、本町としては、地方債残高と償還負担の推移に注視することが必要です。



資料：地方財政状況調査

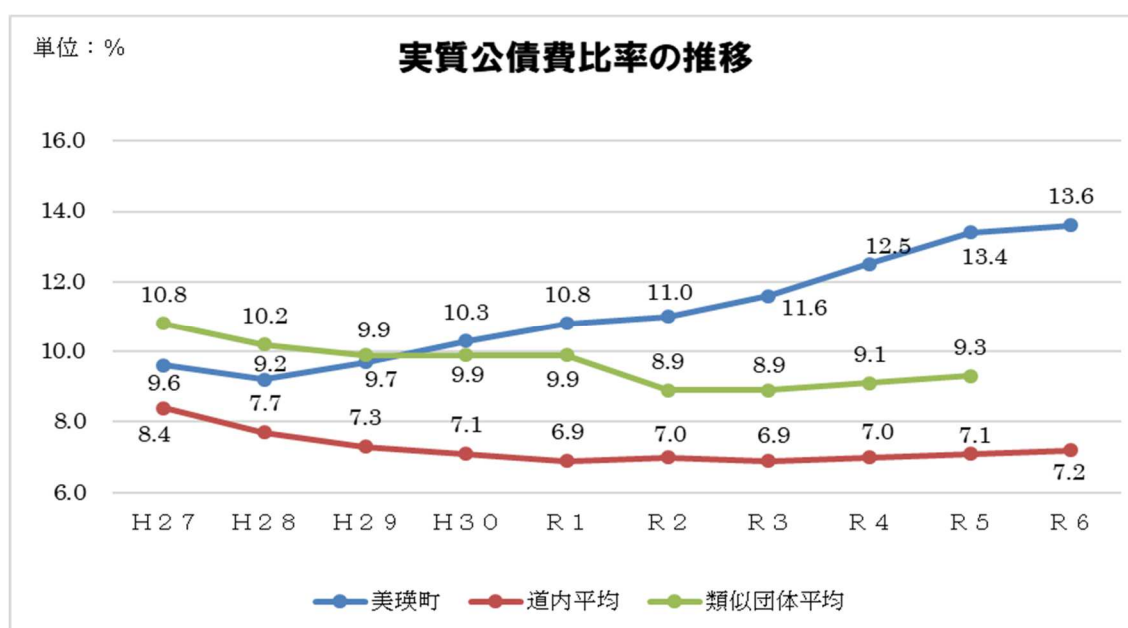


資料：北海道資料（令和6年度市町村普通会計決算見込額等、標準財政規模）

(4) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金等による財政負担の度合いを示す指標で、標準的な一般財源収入に対する公債費等の割合を表すものです。

本町は、地方債の新規発行を抑制するとともに、交付税措置のある有利な地方債を選択するなど健全な財政運営に努めてきた一方で、ここ数年、償還額が高水準で推移した影響などにより、実質公債費比率が増加傾向にあります。また、道内平均や類似団体平均と比較して高い水準にあることから、公債費負担の抑制と適正な地方債管理が喫緊の課題です。



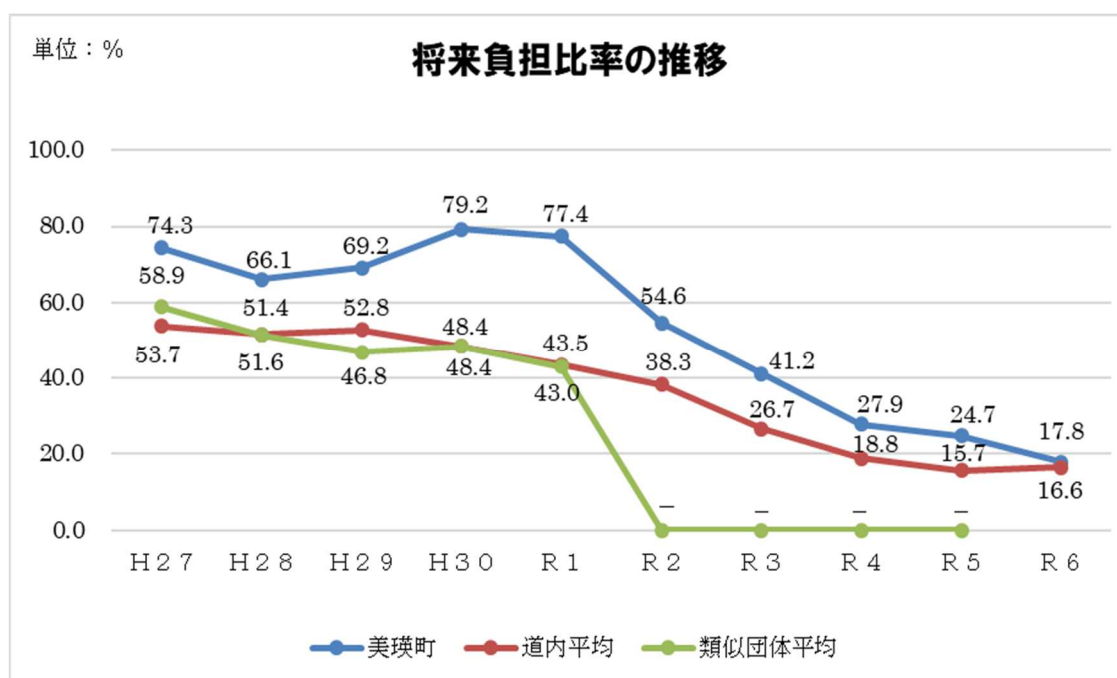
資料：財政状況資料集、北海道資料（令和6年度市町村普通会計決算見込額等）

※ R6の類似団体平均は現時点で公表されていないため記載していない。

(5) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額や退職手当負担見込額など、将来にわたって見込まれる実質的な負担額から、基金残高等の充当可能財源を控除した額について、標準財政規模等に対する割合で示す指標です。

本町は、地方債残高の減少や基金残高の積み増し等により、将来負担比率は低位で推移しています。一方で、今後の大規模事業の実施や公共施設の更新需要の顕在化に加え、企業会計等に係る施設整備・更新や一部事務組合が所管する施設の大型改修事業等に伴う負担の発生により、将来負担が増加する可能性もあることから、将来負担の見通しを踏まえた事業量の平準化や財源確保に留意が必要です。

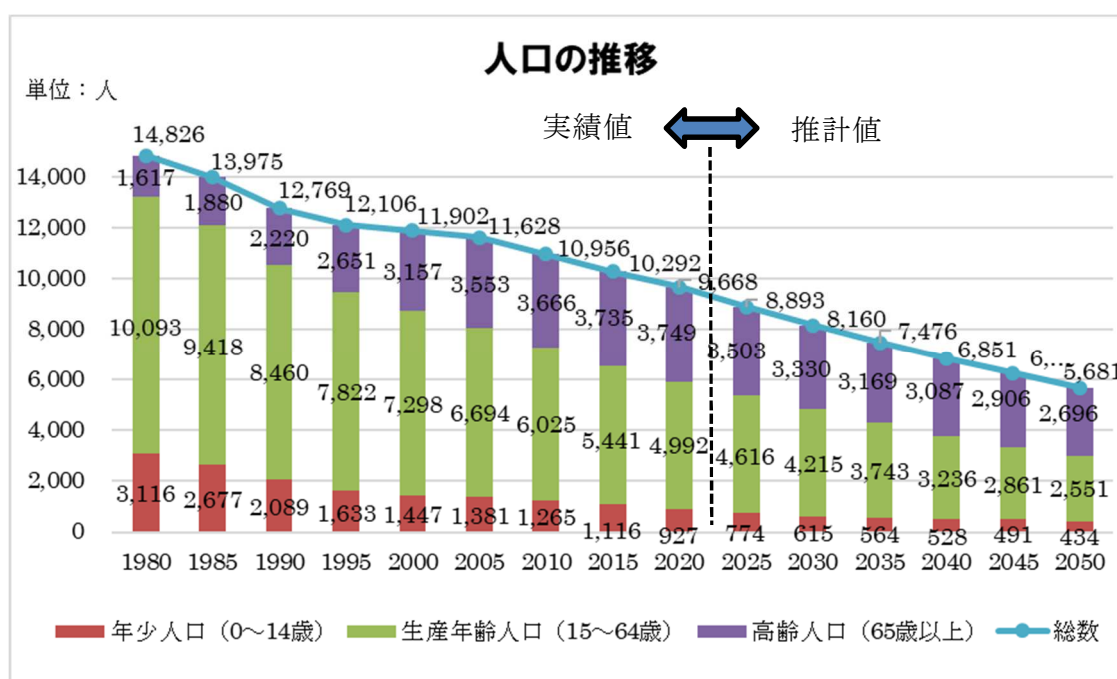


資料：財政状況資料集、北海道資料（令和6年度市町村普通会計決算見込額等）
 ※ R6の類似団体平均は現時点で公表されていないため記載していない。
 ※ 将来負担比率が算定されない場合は「-」と表記している。

2-2 現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化

本町の人口は、1960年（昭和35年）の21,743人をピークに減少が続いており、2024年（令和6年）の人口は9,235人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、人口の減少は今後も進み、2050年（令和32年）には5,681人にまで減少すると推計されています。



資料：総務省「国勢調査結果」

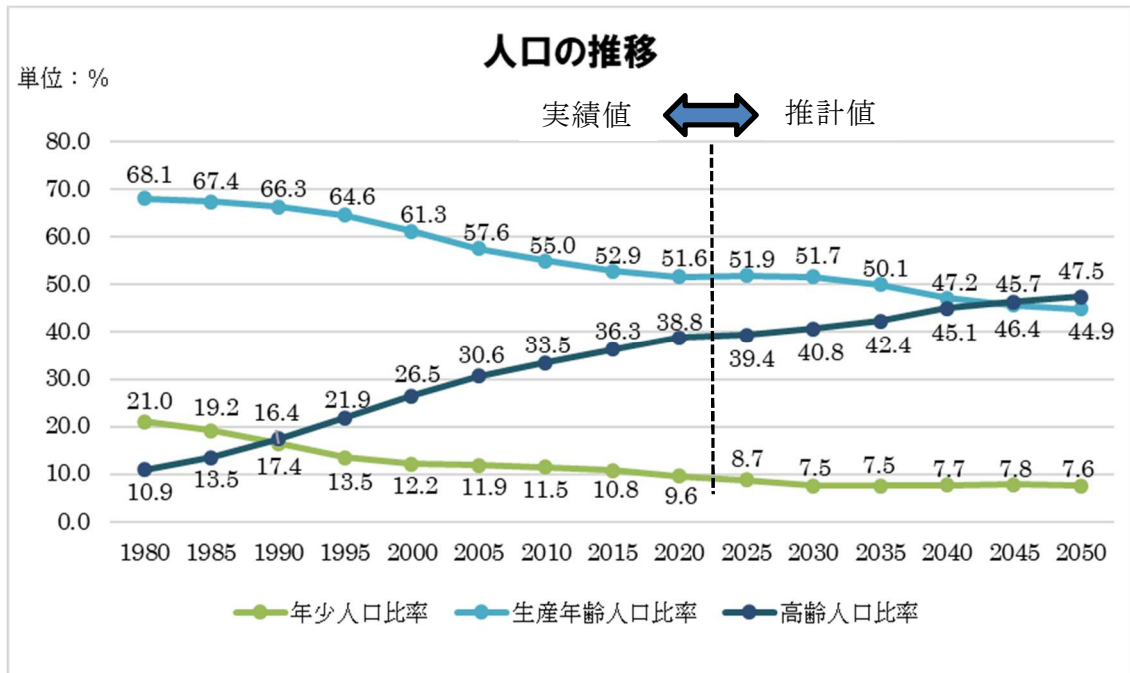
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

また、働き手である15歳～64歳の生産年齢人口比率は減少し続け、2040年（令和22年）には50%を下回り、2050年（令和32年）には44.9%にまで減少すると推計されています。

一方、高齢化の進展により、65歳以上の高齢人口比率は今後も徐々に上昇し、2030年（令和12年）には40%を上回り、2050年（令和32年）には47.5%に達すると推計されています。

これらの将来人口推計を踏まえると、総人口の減少、特に生産年齢人口の

減少に伴い町税の減収が見込まれるとともに、高齢化の進展による社会保障関係費の増加が予測されています。



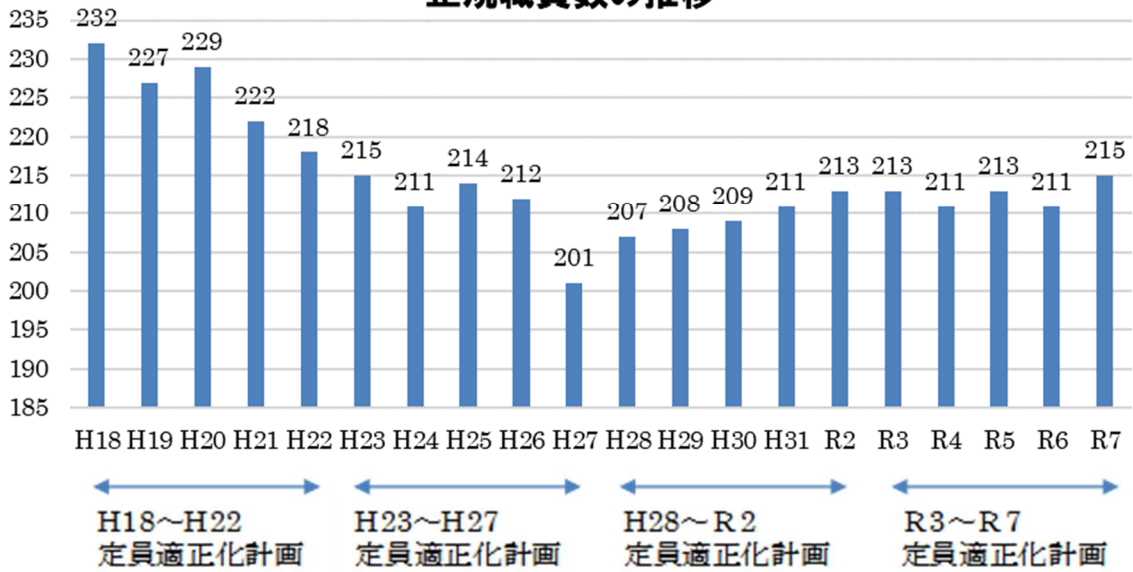
資料：総務省「国勢調査結果」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 行政需要と職員体制

本町では、人口減少・少子高齢化の進行により福祉・子育て・健康分野の需要が増加する中、公共施設や道路・上下水道等インフラの維持更新、観光需要への対応、災害対策、制度改正への対応など、行政需要が分野横断的に拡大・高度化しています。その結果、平時の業務も複雑化し、専門性が求められる業務の比重が高まっています。

一方で、職員数には一定の制約があることから、業務量と体制のギャップにより、特定部署・特定職員への業務集中や属人化、引継ぎ負担の増大、事務処理の適正性の確保などが課題となっており、安定的な住民サービスの提供に影響が及ぶおそれがあります。今後は、事務事業の整理・重点化を進めつつ、業務の標準化や手順の見える化により属人化の解消を図るとともに、繁忙期の応援体制、兼務を含む柔軟な配置、働き方改革を一体的に進め、限られた人員でも安定して行政サービスを提供できる体制を整備する必要があります。

正規職員数の推移



(3) 社会情勢の急速な変化

近年、制度改正の頻度や内容の多様化、災害対策の重要性の高まりなどにより、自治体が担う業務は変化の速度を増しています。加えて、物価等の変動や人手不足の影響により、公共施設や道路・上下水道等インフラの維持管理をはじめ、各種事業の実施環境は厳しさを増しています。

こうした外部環境の変化は、行政需要の内容を多様化・複雑化させ、計画や予算、事業執行にも影響を及ぼします。このため、変化の兆しを早期に把握し、影響を整理した上で、優先順位の見直しや事業の組替えを迅速に行えるよう、庁内の情報共有と意思決定の迅速化を図り、状況変化に機動的に対応できる行政運営を確保する必要があります。

(4) 公共施設の老朽化

本町の公共施設は、築30年以上経過した施設が全体の約6割を占めるなど、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっています。今後も人口減少が進むことが見込まれる中、全ての施設について、現在の規模を維持したまま大規模修繕や更新していくことは非現実的です。

限られた予算を有効に活用し、町民にとって安全・安心な施設を適切に維持していくためには、施設の総量を「人口規模や財政規模などにあった量」に転換し、中長期的な視点から施設の統廃合や複合化、長寿命化などの再編整備を進めていく必要があります。

【年代別・施設分類別棟数(各年間建築棟数)】

(単位：棟)

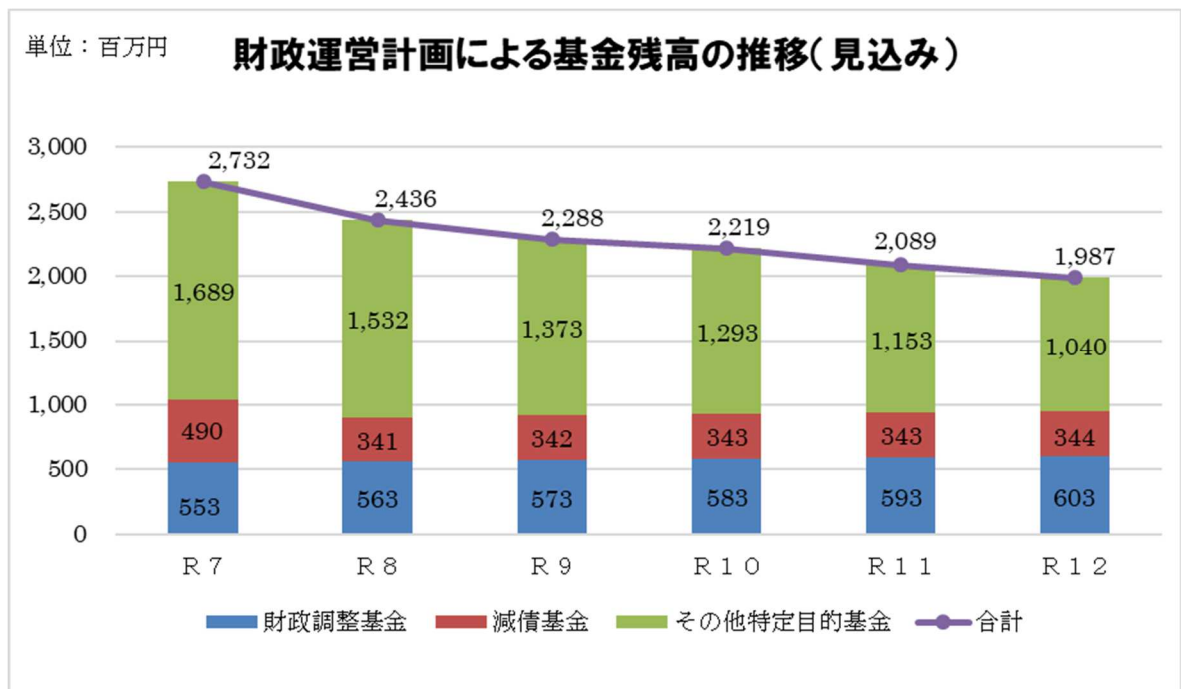
番号	施設分類名	～1969年	1970～79年	1980～89年	1990～99年	2000～09年	2010～19年	不明	合計
1	庁舎等	0	0	0	2	2	0	0	4
2	福祉関連施設	0	1	0	4	4	3	0	12
3	子育て支援施設	0	4	2	1	0	2	0	9
4	学校施設	0	10	13	1	0	1	0	25
5	公営住宅	15	89	29	24	19	18	0	194
6	体育施設	0	5	6	0	4	2	0	17
7	公民館等施設	1	3	0	0	1	1	0	6
8	公営企業関係施設	0	3	0	1	0	0	0	4
9	その他施設	6	23	15	16	10	22	3	95
合計		22	138	65	49	40	49	3	366

資料：美瑛町「個別施設計画」

2-3 財政の今後の見通し

将来的な財政収支の見通しを立てることにより、計画的に財政運営を行っていくものとして、令和7年11月に策定した「美瑛町財政運営計画」では、物価高騰等の影響により、継続的な基金の取崩しが必要となることが見込まれています。こうした社会情勢の変化は、本町の財政運営にも影響を及ぼしています。

今後の財源不足や大規模災害等による不測の事態に対応するため、本町では、標準財政規模の60%程度の基金（本町においては約38億円）を確保することが必要であると考えています。「美瑛町財政運営計画」では、令和12年度末の基金残高は19.9億円と見込まれており、備荒資金組合超過納付金と合わせた残高としても約30億円となることから、必要水準との乖離が見込まれるため、財政健全化に向けた取組は今後も大変重要です。（令和6年度の標準財政規模：約63.31億円）



資料：美瑛町財政運営計画（令和7年度～令和12年度）

※備荒資金組合に係る積立は、不測の事態への備えとして一定の役割を持つ一方、用途や取り崩しの性格が異なるため、本大綱では基金残高とは区分しています。

本町はこれまで行政改革や計画的な財政運営に取り組み、一定の成果を積み重ねてきました。一方で、人口減少と少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、物価・労務単価等の上昇、公共施設の老朽化に伴う更新需要などにより、財政運営が一層厳しさを増すことが見込まれます。加えて、行政需要の多様化・複雑化や職員構成の変化を踏まえると、従来と同じ手法の延長では、必要な行政サービスを安定的に維持することが困難となるおそれがあります。

このため、本町が将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するには、事務事業の目的・成果とコストを可視化した上で、優先順位に基づく選択と集中を進め、限られた経営資源を重点配分していくことが不可欠です。

あわせて、中長期の財政見通しを踏まえた財政規律の確保、公共施設等の計画的な保全と再配置による将来負担の抑制、自治体D X等による業務の標準化・効率化と生産性向上を一体的に推進し、町民の安全・安心と利便性を確保しながら、安定した行政運営を図っていく必要があります。

本町における行財政の主な課題

- ①人口減少に伴う税収減と高齢化に伴う社会保障関係費増
- ②行政需要の拡大・高度化に伴う業務の複雑化と業務効率化、属人化の解消
- ③物価・労務単価等の上昇や人手不足等に伴う事業費・維持管理費の増大を含む、外部環境の変化への機動的対応の必要性
- ④公共施設の老朽化対応と、人口減少を見据えた統廃合、複合化、長寿命化等を含む再編整備

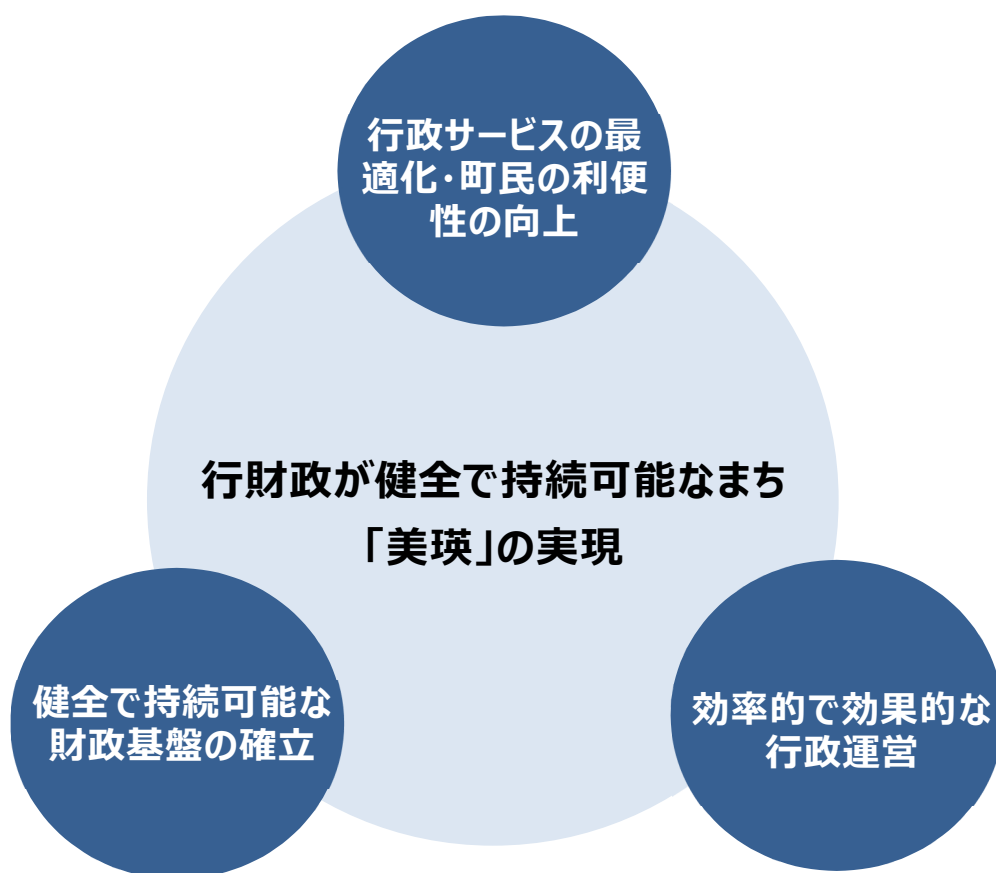
第3章 行財政改革の基本的な考え方

3-1 基本目標

本大綱は、先に述べた行財政運営を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後5年間の計画期間に取り組むべき改革の方向性について、「第6次美瑛町まちづくり総合計画」に定められた「基本目標7 行財政が健全で持続可能なまち」の考え方に沿って、次の3つを基本方針として設定しました。

いずれの方針も、本町が持続的に発展していくために必要な改革に係る考え方を具体的に示したものです。

この3つの基本方針に基づき、これまでの改革の取組を充実・発展することに加え、スピード感のある改革のための進行管理に取り組むことで、効率的で健全な行財政運営を図り、将来にわたって安定したまちづくりを推進していきます。



【図3-1-①：基本目標と3つの基本方針】

3-2 取組項目の体系

次に示す体系図は、3つの基本方針を実効性のある取組へつなげるための方向性を整理したものです。

基本方針ごとに取組項目を位置づけ、個別の取組内容へと展開することで、相互に関連しながら効果を高めることを想定し、本大綱が目指す行財政改革を計画的かつ体系的に推進できるよう構成しています。本体系に基づき、取組の優先度や進捗状況を把握しながら、着実な推進を図ります。

基本方針 1	健全で持続可能な財政基盤の確立
①事業評価方法の見直し	1-①-1 指標とコストの明確化 1-①-2 事業整理と重点配分 1-①-3 財政シミュレーション・警戒ライン
②財政運営の見直し・最適化	1-②-1 財源構成の最適化 1-②-2 中長期規律・町債管理 1-②-3 企業会計の点検 1-②-4 特別会計の妥当性検証
③資産マネジメント	1-③-1 長寿命化・コスト平準化 1-③-2 資金管理の最適化 1-③-3 施設の再配置・機能整理 1-③-4 未利用資産の処分等
④自主財源の確保	1-④-1 使用料等の見直し 1-④-2 新たな収入源の拡大 1-④-3 財源措置の確保と要望

基本方針 2

行政サービスの最適化、町民の利便性の向上

① 事務事業等の見直し

- 2-①-1 事業の棚卸し
- 2-①-2 事業効果の検証
- 2-①-3 優先順位と実施手法の適正化
- 2-①-4 補助金等の見直し

② 公共施設等の見直し

- 2-②-1 利用方法の最適化
- 2-②-2 統廃合・複合化・用途転換
- 2-②-3 小中学校の将来像の検討

③ デジタル改革の推進

- 2-③-1 行政手続方法のデジタル化
- 2-③-2 案内の強化と改善

④ 情報発信・情報公開

- 2-④-1 透明性の向上
- 2-④-2 速報性と到達性の確保
- 2-④-3 町民参加の推進

⑤ 協働のまちづくり

- 2-⑤-1 自治活動の環境向上
- 2-⑤-2 官民連携の推進
- 2-⑤-3 民間委託の推進

基本方針 3

効率的で効果的な行政運営

① 組織体制の見直し・最適化

- 3-①-1 業務の再編
- 3-①-2 人事評価制度の見直し
- 3-①-3 人件費の規律管理
- 3-①-4 職員の健康と生産性の確保
- 3-①-5 職員配置の最適化

② 業務の効率化

- 3-②-1 庁内業務の改善
- 3-②-2 業務プロセス改革
- 3-②-3 システム調達・運用コストの最適化

③ 職員の意識改革・人材育成

- 3-③-1 業務分析と体制検討
- 3-③-2 組織風土の醸成
- 3-③-3 人材育成

3-3 取組内容

(1) 基本方針1 「健全で持続可能な財政基盤の確立」

将来にわたって必要な行政サービスを安定して提供できるよう、限られた財源を必要な分野へ重点配分します。事業は実施の有無だけでなく、期待する効果や費用感、継続の妥当性を含めて総合的に捉え、状況の変化に応じて柔軟に組み替えていきます。

また、短期の収支だけにとらわれず、将来負担や更新需要を見据えた見通しの下で柔軟に対応できる仕組みを整えるとともに、町が保有する資産を計画的にいかし、保全や配置の最適化によって負担を平準化します。さらに、受益と負担のバランスにも配慮しながら、自主財源の確保と財源の多様化を進め、環境変化に強い財政基盤づくりを進めます。

取組項目① 事業評価方法の見直し

1-①-1 【指標とコストの明確化】

企画・財政・行革の観点で事業を一体的に査定し、目的、成果指標、コストを明確化します。必要性や効率性を定期的に点検し、評価結果を予算編成に反映することで、実施後も検証し改善へつなげます。

1-①-2 【事業整理と重点配分】

財政的裏付けを前提に、既存事業の成果とコスト等を点検し、廃止・縮小・統合・改善を判断します。町民の安全・安心や効果の高い施策を優先するなど、事業の固定化を防ぎ、持続可能な運営を図ります。

1-①-3 【財政シミュレーション・警戒ライン】

中長期の財政シミュレーションを作成し、扶助費、公債費、施設更新費等の変動を反映して毎年度更新します。基金残高や健全化指標に目標・警戒ラインを設定し、規律ある運営に取り組みます。

取組項目② 財政運営の見直し・最適化

1-②-1 【財源構成の最適化】

地方交付税等の一般財源の動向を継続的に把握し、年度運営と中期計画に反映します。国・道補助金等の特定財源は要件・期限を踏まえ最大限活用し、財源構成の最適化を図ります。

1-②-2 【中長期規律・町債管理】

中長期の財政見通しに基づき、経常経費の適正化と重点化で将来負担を抑制します。プライマリーバランスの安定確保を基本に、町債は必要性及び効果、維持管理費まで精査し、償還能力に見合う残高管理を徹底します。

1-②-3 【企業会計の点検】

企業会計は、料金収入、繰入金、更新需要、利用実態の変化等を踏まえ、収支構造を評価します。受益と負担の公平性とサービス水準を両立する観点から、料金体系や繰入の在り方、業務効率化策の見直しを進めます。

1-②-4 【特別会計の妥当性検証】

特別会計は、利用実態や収支、将来の更新費等を把握し、事業の妥当性を検証します。一般会計繰入の適正水準と負担バランスを評価し、運用改善や事業整理、補助制度の活用を検討した上で、結果を予算等に反映します。

取組項目③ 資産マネジメント

1-③-1 【長寿命化・コスト平準化】

点検と劣化診断に基づき、事後保全から計画保全へ転換します。修繕・更新の優先順位を明確化し、更新費の平準化とライフサイクルコストの縮減を図り、施設の長寿命化と安全性確保を両立します。

1-③-2 【資金管理の最適化】

歳入歳出の資金繰りを精査し、月次の資金計画で必要資金を確保します。町債は、償還見通しと金利動向を踏まえ、条件・時期を最適化し、余裕資金は安全性・流動性重視で確実に運用します。

1-③-3 【施設の再配置・機能整理】

人口減少等を踏まえ、公共施設の保有量と機能を検証し、行政サ

ービスの提供単位に合う適正配置へ見直します。統廃合・複合化・用途転換を検討し、維持管理費と更新負担の抑制につなげます。

1-③-4 【未利用資産の処分等】

町有財産の未利用資産・低利用資産を洗い出し、売却・貸付・用途転換を推進します。市場性や将来需要を踏まえ、優先順位と手法を整理し、貸付料等の適正化を含めて、自主財源の確保に取り組みます。

取組項目④ 自主財源の確保

1-④-1 【使用料等の見直し】

使用料・手数料は、原価や維持管理費等の算定根拠を整理し、定期的に点検・改定します。利用実態、物価動向、類似団体比較を踏まえ、減免基準と料金体系を適正化し、負担の公平性と歳入の安定化を図ります。

1-④-2 【新たな収入源の拡大】

ふるさと納税は、返礼品の磨き上げや事業者参画の促進・支援、情報発信の強化により、寄附の拡大と安定化を図ります。あわせて、有料広告枠の拡充に取り組むとともに、ネーミングライツの導入可能性の検討を進め、新たな収入源の多角化を図ります。

1-④-3 【財源措置の確保と要望】

国や北海道からの事務権限移譲は、住民利便性の向上が見込める分野を選定し、受入体制と財源措置を精査して対応します。さらに、地域実情に即した規制緩和や税財源移譲を関係機関へ要望するなど、安定財源の確保につなげます。

(2) 基本方針2 「行政サービスの最適化、町民の利便性の向上」

町民の多様なニーズに寄り添いながら、暮らしに必要なサービスを分かりやすく、無理なく受けられる形に整えるため、制度や事業が利用実態に合っているかという視点で全体を見渡し、重なりや抜けを減らしながら、優先すべき分野に注力します。

施設についても、単に維持するか否かではなく、地域にとっての役割や使われ方、将来の見通しを踏まえ、運営方法も含めて最適な形を選択します。手続面では、来庁を前提としない選択肢を広げ、情報案内の工夫も重ねることで、迷いにくく利用しやすい環境を整えます。さらに、情報発信と公開を充実させ、町民参加や地域・民間との連携を通じて、納得感のあるサービスづくりを進めます。

取組項目① 事務事業等の見直し

2-①-1 【事業の棚卸し】

各事務事業の目的や対象者等を整理し、受益と負担の関係を評価します。利用実態や制度重複を踏まえ、過不足やミスマッチを解消し、住民にとって分かりやすいサービス体系へ見直します。

2-①-2 【事業効果の検証】

成果指標とコストを統一的に可視化し、有効性・効率性を客観的に検証します。満足度や社会情勢の変化も踏まえ、改善が見込めない事業は縮小・終了を判断し、効果的な手法へ転換します。

2-①-3 【優先順位と実施手法の適正化】

公益性・緊急性等の視点で事業の優先順位を付け、限られた資源を重点配分します。類似事業は統合し、実施頻度や対象範囲の適正化を図ります。

2-①-4 【補助金等の見直し】

負担金・補助金は、交付目的、公益性、効果、継続年数等を確認し、補助率・上限額の見直しや段階的縮減・統合を検討の上、審査の透明性と効果検証を行います。

取組項目② 公共施設等の見直し

2-②-1 【利用方法の最適化】

各施設の設置目的と提供機能を整理し、利用者数・稼働率・維持管理費を把握します。開館時間、予約・貸出ルール等の運用を改善し、複合利用や協働運営、民間活用で遊休スペースの活用と収入確保を図ります。

2-②-2 【統廃合・複合化・用途転換】

公共性、利用実態、コスト、代替可能性等の視点から施設を再評価し、統廃合・複合化・用途転換を進めます。老朽化施設は安全性を最優先に更新の要否と集約先・手法を整理し、休止・廃止や売却を含む方針を決定します。

2-②-3 【小中学校の将来像の検討】

本町のすべての子どもたちにとって、どのような学校の姿が最善であるか、地域の特性を尊重しながら、美瑛の未来を育む教育環境の在り方を検討します。

取組項目③ デジタル改革の推進

2-③-1 【行政手続方法のデジタル化】

各種申請・届出のオンライン化を段階的に拡大し、来庁不要の手続を増やします。納税のキャッシュレス化、口座振替の電子化、証明書発行のコンビニ交付等を推進し、窓口混雑の緩和と利便性向上を図ります。

2-③-2 【案内の強化と改善】

町民が必要なサービスを迷わず選択できる手法を整理し、引き続きワンストップ化を進めるとともに、問い合わせ・利用データを分析して、案内方法の強化と改善に努めます。

取組項目④ 情報発信・情報公開

2-④-1 【透明性の向上】

各種情報を広報紙、ホームページ、SNS等で分かりやすく発信します。各種審議会の議事録、事業評価の公開等を進め、意思決定過程の透明性を高めます。

2-④-2 【速報性と到達性の確保】

行政手続、制度変更、募集・イベント、防災情報等の重要情報を速やかに提供するとともに、「必要情報にすぐ届く」環境を整備します。

2-④-3 【町民参加の推進】

美瑛町自治基本条例の理念に基づき、有効な情報を町民に分かりやすく提供します。いただいた貴重なご意見は施策等に反映し、開かれた町政を推進します。

取組項目⑤ 協働のまちづくり

2-⑤-1 【自治活動の環境向上】

行政区や町内会等が継続して活動できるよう、相談体制や各種情報提供を充実します。また、補助金等の申請や会計等の事務負担を軽減し、各種制度等の利用支援を通じて、地域の自主性を尊重した活動の活性化を図ります。

2-⑤-2 【官民連携の推進】

指定管理者制度に加え、PPP／PFI等の導入により、公共サービスの提供体制を再構築します。民間のノウハウをいかし、運営と利用促進を一体的に行って、コスト縮減とサービス向上を両立します。

2-⑤-3 【民間委託の推進】

業務の性質と専門性を踏まえ、民間委託を計画的に推進します。品質基準を明確にした仕様書・契約条件の標準化を実施し、費用妥当性と品質を確保します。

(3) 基本方針3 「効率的で効果的な行政運営」

限られた人員と時間の中でも質の高い行政運営を続けられるよう、組織と仕事の進め方を見直します。業務は、属人的な運用に頼らず、役割分担や手順、意思決定の流れを見直して、変化や繁忙に強い体制づくりを進めます。人材面では、職員一人一人の力が組織の力として発揮されるよう、目標と評価、育成、配置をつなげ、職員のやりがいと組織力を高めます。

また、働きやすさと健康にも配慮し、安心して能力を発揮できる環境づくりとともに、事務の効率化と質の向上を同時に進め、必要な分野に人と時間を振り向けられる行政運営を目指します。

取組項目① 組織体制の見直し・最適化

3-①-1 【業務の再編】

業務量と住民ニーズ、将来見通しを踏まえ、課・係の役割分担や業務プロセスを点検し、規模と機能のバランスを最適化します。また、窓口の集約やプロジェクト型運営で機動力を高めます。

3-①-2 【人事評価制度の見直し】

目標管理と人事評価を連動させ、評価結果を配置やキャリア形成へ反映し、やりがいの後押しによって組織力を高めます。

3-①-3 【人件費の規律管理】

制度改正や事務量の変化に応じて職員定数と配置を計画的に見直し、繁忙期応援や兼務、専門人材確保で柔軟に対応できる体制を整えます。給与・手当は適正運用とし、時間外縮減を含む人件費見通しを中長期で管理します。

3-①-4 【職員の健康と生産性の確保】

業務の見直し、標準化・デジタル化等により、年次有給休暇の計画取得や育児・介護と両立できる環境づくりを推進するとともに、管理職の進捗管理や相談体制で安心して働ける職場を整えます。

3-①-5 【職員配置の最適化】

事務事業の見直し後の業務量に合わせ、会計年度任用職員を含めた配置を最適化します。応援運用の制度化、手順書整備等で属人化を解消し、欠員時も安定運営を図ります。

取組項目② 業務の効率化

3-②-1 【庁内業務の改善】

業務フローを可視化して「ムリ・ムダ・ムラ」を整理し、標準化と手続の簡素化を進めます。さらに、データ連携等で定型業務の自動化を検討し、効果的な行政運営を推進します。

3-②-2 【業務プロセス改革】

文書・決裁・情報共有を電子化し、様式統一や入力項目削減など業務プロセス自体を見直します。ペーパーレスと電子決裁を軸に、部門間連携を円滑化し、処理時間短縮とミス削減につなげます。

3-②-3 【システム調達・運用コストの最適化】

情報システムは、セキュリティを確保しつつクラウド化を進め、標準仕様や共同利用、ライセンス一元管理で調達・運用コストを最適化します。

取組項目③ 職員の意識改革・人材育成

3-③-1 【業務分析と体制検討】

業務の見直しや改善提案の仕組みを整え、部門横断で課題を共有しながら、機能・役割に応じた配置や兼務体制を検討します。

3-③-2 【組織風土の醸成】

業務改善を継続的に進めるため、課題を見つけ提案し実行する「改革意識」を醸成します。職員研修（業務分析、カイゼン手法、ICT活用等）を計画的に実施し、職員の意欲と実践力を高めます。

3-③-3 【人材育成】

組織目標と連動した育成体系を整備し、課題解決、データ活用、ICTリテラシー等を計画的に強化します。各種研修や部門横断プロジェクト参画により、実践力と調整力を養成し、キャリア形成を支援します。

第4章 行財政改革の実現に向けた考え方

4-1 改革推進の考え方

今後さらに流動化が予想される社会経済情勢に柔軟に対応し、本町が将来にわたって持続的に発展していくためには、状況の変化を的確に捉えながら、創意工夫による事業の選択と集中、経費の抑制に計画的に取り組むことが大切です。そのため、本大綱は、改革を着実に前に進めるための行動計画として位置づけ、町民の皆さまのご理解とご協力の下で進めていきます。

また、「美瑛町まちづくり総合計画」に沿ったまちの実現に向け、各種取組の実施に当たっては、町民と行政の協働を基本に、関係機関と民間との連携を深めながら推進します。あわせて、庁内の推進体制を整え、取組が形だけに終わらないよう、実効性を重視した進行管理を行います。

さらに、本計画の推進に当たっては、社会情勢や財政状況を継続的に評価し、事業の必要性や整備手法を十分に検討した上で、改善や見直しを柔軟に行いつつ、地域の特性や様々な可能性を最大限にいかしながら、将来に向けて持続可能なまちづくりを進めます。

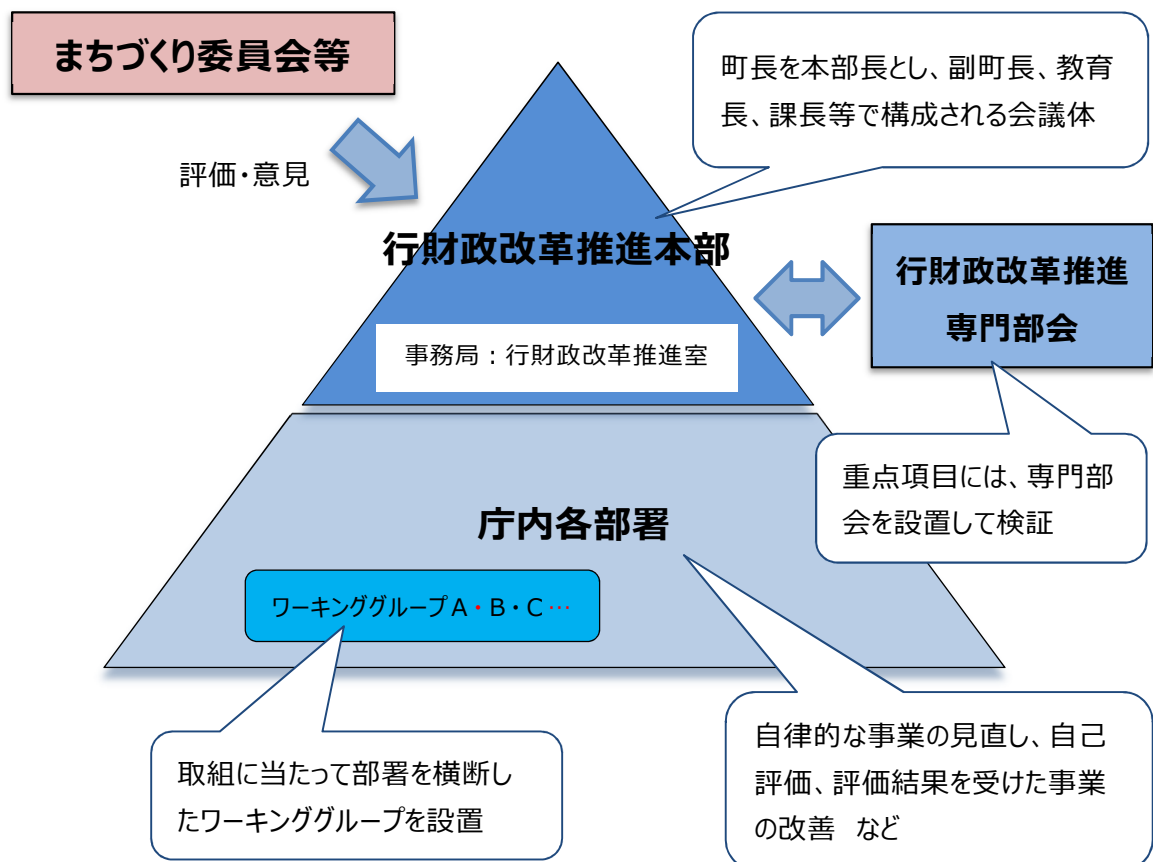
4-2 推進に向けた取組

(1) 大綱の推進体制

本大綱の推進に当たっては、町長を本部長とする「行財政改革推進本部」を設置し、本町全体の取組方針の整理や取組項目の進捗管理を行います。あわせて、重点項目の検討に当たっては、「行財政改革推進専門部会」を必要に応じて設置することにより、検討の深度化と取組の推進を図ります。

庁内各部署は、自律的な事業の見直しと自己評価を行い、その結果を踏まえて継続的な改善を取り組みます。また、具体の取組を着実に実行するため、部署横断のワーキンググループを設置し、関係部署が連携して実行力を高めます。

取組状況については、「まちづくり委員会」等の諮問機関からの評価や意見を踏まえて、以後の改善に反映します。

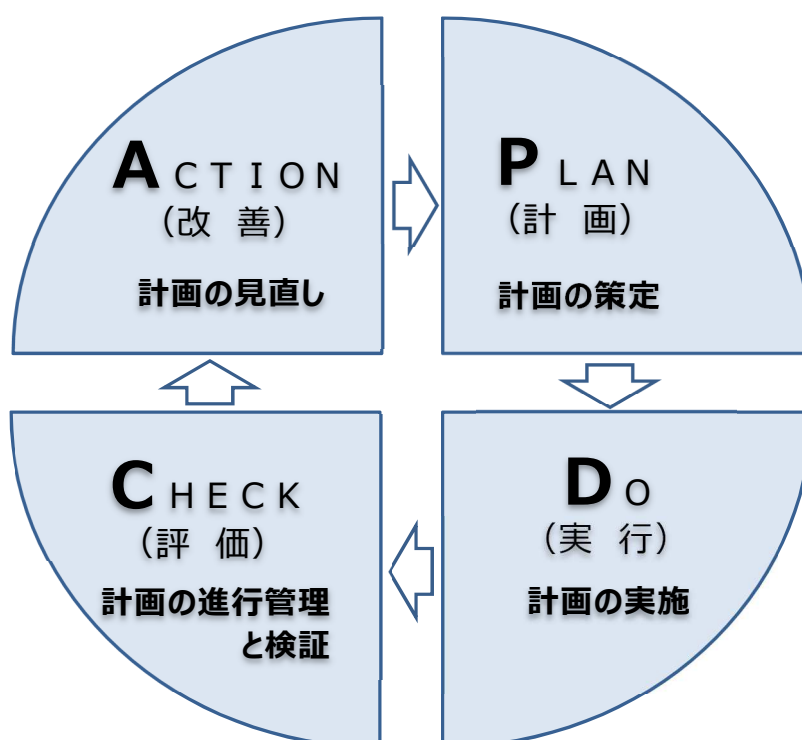


【図4-2-①：行政改革大綱の推進体制図】

(2) 計画の進行管理

本大綱に基づく取組の実施後は、得られた効果や成果、課題の解決状況を確認するとともに、十分な改善につながっていない場合には、その要因を整理し、次の対策へ反映させます。

下記に示すP D C Aサイクルの考え方を基本として、各種取組の達成状況や進行状況を段階的に検証し、その結果を踏まえた改善策を検討するなど、効果を常に意識した計画の推進を図ります。



【図4-2-②：PDCAサイクルによる進行管理例】

(3) 情報共有

町民との協働のまちづくりを進めて行くためには、行政運営の透明性を高めるとともに、本町が目指す姿や直面する課題について、町民と行政が認識を共有していくことが大切です。

そのため、前述の進行管理の下で各取組項目の達成状況や効果を検証し、その結果を毎年度取りまとめた上で、広く公表します。

(4) 計画の見直し

本大綱は、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、計画期間を5年間としていますが、前述のPDCAサイクルの考え方にに基づき、具体的な取組項目の検証結果を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを検討します。

また、社会情勢が大きく変化した場合や「美瑛町まちづくり総合計画」等の上位計画が変更された場合には、その内容との整合を図りつつ、必要に応じて本計画を見直します。

第8次美瑛町行財政改革大綱（案）

令和8（2026）年3月

【お問合せ先】

美瑛町総務課行財政改革推進室

TEL : 0166-92-1111（代表）

FAX : 0166-92-4414

E-mail : soumu@town.biei.hokkaido.jp



生きるが、映える。

丘のまち

BIEI